

平成28年3月3日12時00分

記者発表資料

福岡県保健医療介護部	
保健衛生課 食品衛生係	
友枝・清水	
内線	3077・3078
外线	643-3280

次のとおり食中毒が発生したので発表します。

1 事件の探知

平成28年3月2日（水）、久留米市内の医療機関から、ふぐを食べ食中毒様症状を呈している患者を診察した旨、久留米市保健所に届出があった。
患者住所が三潁郡であるため、久留米市から当課に連絡があったもの。

2 概要

南筑後保健福祉環境事務所が調査したところ、2月28日（日）に自分で釣ってきたふぐを、3月1日（火）夜に三潁郡内の自宅で調理し一人で喫食したところ、同日午後9時頃から口のしびれ、歩行障害等の症状を呈し、久留米市内の医療機関に搬送され、入院していることが判明した。
同事務所は、疫学調査及び患者尿の検査結果から本件を食中毒と断定した。

3 発生日時

平成28年3月1日（火）午後9時頃

4 摂食者数

1名

5 症状

口のしびれ、歩行障害、嘔吐、呼吸困難等

6 有症者数

1名（60代男性）

現在、久留米市内の医療機関で入院治療中。

7 原因施設、原因食品、病因物質

- (1) 原因施設：家庭
- (2) 原因食品：ふぐ（種類は不明）
- (3) 病因物質：テトロドトキシン

8 検査

患者尿からテトロドトキシンを検出した。

9 その他

（参考）県下における食中毒の発生状況（3月2日現在、調査中（本件を含む）の事件を除く）

区分	平成28年		平成27年（同時期）	
	事件数	患者数	事件数	患者数
県域	2	6	0	0
北九州市	1	1	0	0
福岡市	2	6	4	110
久留米市	0	0	1	3
大牟田市	0	0	0	0
計	5	13	5	113

報道機関の皆様へ

例年、福岡県内では、ふぐによる食中毒が発生していることから、下記内容について、県民の皆様に対する注意喚起にご協力くださいますようお願いいたします。

- ① ふぐの素人調理は絶対にしないこと
- ② ふぐ処理師が処理（有毒部位を除去）した可食部位のみを喫食すること

・例年、福岡県では、ふぐによる食中毒が発生しています。

＜参考＞福岡県内でのふぐによる食中毒発生状況

	事件数	患者数
平成28年(*)	1件	2名
平成27年	2件	4名
平成26年	1件	1名
平成25年	0件	0名
平成24年	2件	4名

* 本件を除く

- ・ふぐは種類によって食べられる部位が定められています。
- ・いかなるふぐにおいても **肝臓**、**卵巣** は食べられません。
- ・ふぐ処理師免許を持たない方が、ふぐの処理（有毒部位の除去）を行うことは、福岡県ふぐ取扱条例で禁止されています。

食中毒速報聴取メモ

自治体報告日: 2016/03/03

受付日: 2016/03/03

No: 147

速報対象分類: 速報対象以外の関連情報			
自治体名:		原因施設名:	
福岡県		家庭	
担当名: 清水		病因物質: 動物性自然毒 血清型等: テトロドトキシン	
喫食者数: 1名		患者数: 1名	
原因施設の利用者規模:			
保健所探知日: 2016/03/02		保健所への通報者: 医療機関	
医師診定日:			
患者の重症度合、回復状況等: ICUにて治療中。			
同様苦情の有無:			
被害拡大の可能性:			
患者等の所在地(複数の都道府県にわたる場合等):			
主症状: 口のしびれ、歩行障害、嘔吐、呼		患者喫食日: 2016/03/01	
		初発日: 2016/03/01	
		潜伏期間:	
原因食品: ふぐ(種類不明)		主な提供メニュー: 患者尿からテトロドトキシンを検出。	
原因食品の遡り調査(広域食品の製造者、生産地、原因食品の原産地等):			
患者検便者数: 名		従事者検便数: 名	
患者陽性数: 名		従事者陽性数: 名	
患者、従事者の検便状況:			
従事者等の状況(担当部署、まかない喫食の有無等):			
施設検査状況(検食、残品、参考品、施設のふきとり等): 残品(加熱済み調理品)あり。テトロドトキシンの検査中。			
行政処分措置: なし			
施設への改善指導内容:			
その他重要と思われる事項: 患者は友人5人で佐賀県内に釣りに出かけ、自分で釣ったフグを自宅で調理・喫食して発症した。患者以外にフグを釣った者はいない。			